

寝屋川市の滞納債権回収 の取組について

平成31年2月28日（木）

寝屋川市 財務部 滞納債権整理回収室

寝屋川市の概要

寝屋川市は、大阪の東北部淀川左岸に位置し、大阪市域の中心から15km、京都市域の中心から35kmの距離にあります。南北は7.22km、東西は6.89kmに広がり、面積は24.7km²になります。



区分	総数	男性	女性	世帯
総人口 (H31.1.1)	233,483	113,084	120,399	109,544

増加する税、国民健康保険料等の滞納に対応すべく、平成21年度に『滞納債権整理回収室』が発足。主な担当債権は以下のとおり。

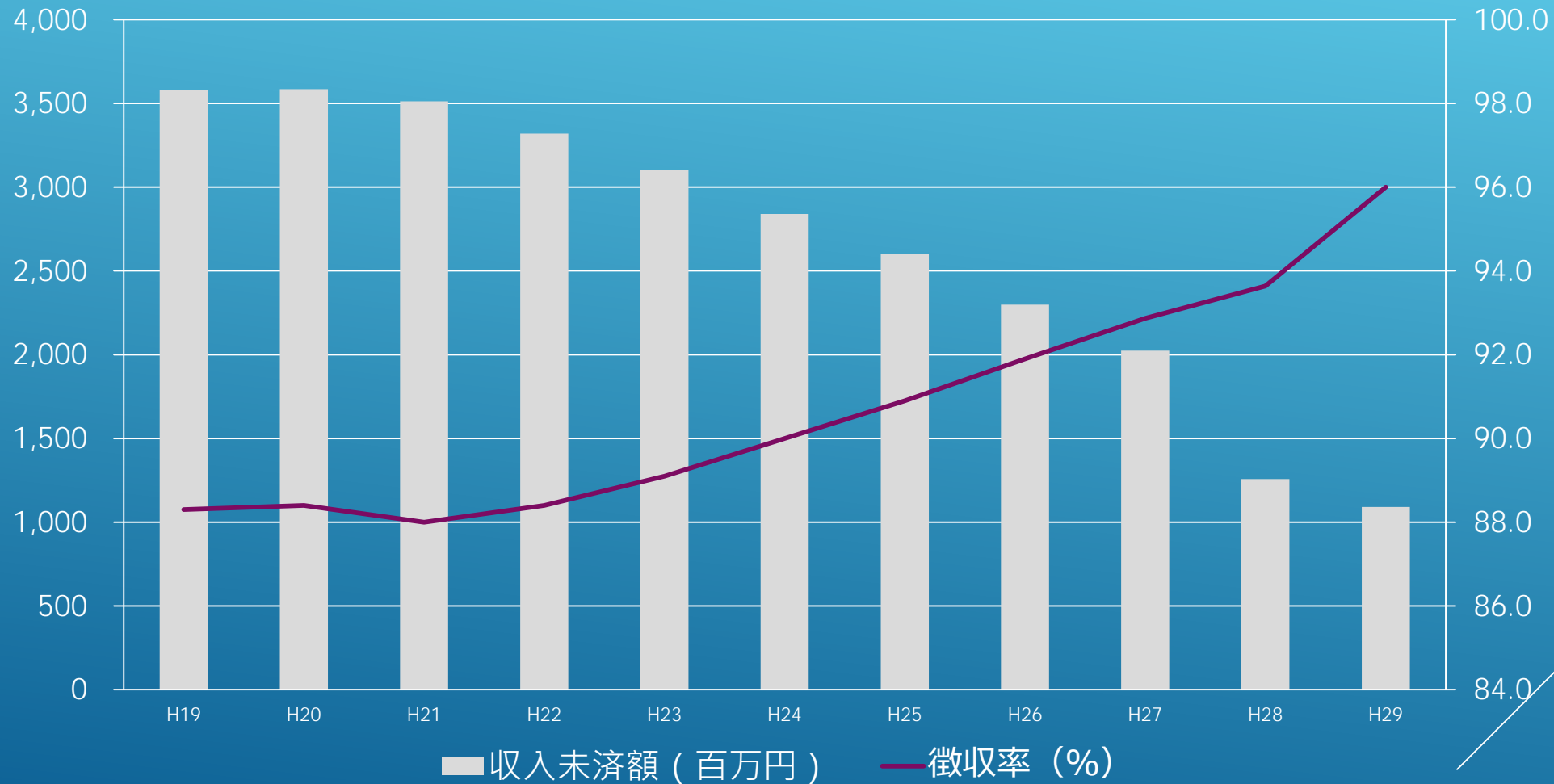
- | | | | |
|---|----------------------|----|----------------------|
| 1 | 市府民税、固定資産税、
軽自動車税 | 9 | 住宅使用料 |
| 2 | 国民健康保険料 | 10 | 幼稚園保育料 |
| 3 | 介護保険料 | 11 | 留守家庭児童会保育料 |
| 4 | 後期高齢者医療保険料 | 12 | 生活つなぎ資金貸付金返還金 |
| 5 | 保育所保育料 | 13 | 生活保護法第63条返還金 |
| 6 | 介護給付費不正利得徴収金 | 14 | 児童扶養手当返還金 |
| 7 | 生活保護法第78条徴収金 | 15 | 母子父子寡婦福祉資金
貸付金償還金 |
| 8 | 下水道使用料 | | |

▶ 滞納債権整理回収室発足後の主な債権の収入未済額

(千円)

債権	平成20年度	平成29年度	減少率
市税	3,585,233	1,091,355	△69.6%
国民健康保険料	2,980,843	1,887,021	△36.7%
保育所保育料	122,221	43,541	△64.4%
児童扶養手当返納金	14,104	2,155	△84.7%
生活つなぎ資金貸付金返還金	31,435	13,232	△55.3%
水道料金（移管外）	462,590	29,176	△93.7%
下水道使用料（移管外）	142,380	22,443	△84.2%

寝屋川市税の徴収率と収入未済額



本市での取組

- ▶ インターネット公売の活用
- ▶ 相続財産管理人の選任
- ▶ 不在者財産管理人の選任
- ▶ FX証拠金預託金の差押
- ▶ 株式差押
- ▶ 搜索、動産差押
- ▶ 消費生活センターとの連携
- ▶ 業務請負報酬差押
- ▶ 駐車場用土地賃貸料差押
- ▶ 貸金庫差押
- ▶ 外国人相続案件
- ▶ 強制開錠
- ▶ 少額訴訟 etc...

【取組例 1】 不在者財産管理人の選任

- 固定資産税滞納者がフィリピン人と婚姻後死亡
- フィリピン人妻は行方不明
- 滞納者の相続人は全員相続放棄
 - ➔ 不在者財産管理人を選任し、自宅をインターネットで公売、滞納を解消した。

【取組例 2】 インターネット公売の活用（H29.6～）

- A社が法人市民税・固定資産税合計 2 億円以上滞納
 - ➡ 会社保有の不動産を公売し一部を回収
- 1 年半で不動産 8 件を公売し、うち 6 件売却。約 3 千万円を回収。

1 庁内会議の設置

『寢屋川市債権の滞納防止及び滞納整理回収推進会議』を設置、各債権担当課と定期的に連絡を取り合い、年度ごとの計画、方針の決定のほか、互いの取組事例の紹介や、情報交換の場としている。

2 滞納債権縮減計画の策定

各債権担当課に1年間を振り返らせ、翌年度の課題及び数値目標、滞納債権縮減のための計画を策定させている。

寝屋川市債権の滞納防止及び滞納整理回収推進会議
(部長級・年2回開催)

各種滞納債権の

- ①移管方針
 - ②移管基準
 - ③滞納債権縮減計画
- を決定

同幹事会
(課長級・年2回開催)

各種滞納債権の

- ①移管方針 (案)
 - ③滞納債権縮減計画 (案)
- を作成

平成30年度 滞納債権移管方針

(移管債権の選択に係る方針)

- ▶ 1 歳入の根幹となる市税及び強制徴収公債権を中心とする。
- ▶ 2 滞納繰越額の大きい債権を優先的に対応する。
- ▶ 3 不正受給による債権については対応を強化する。

(個別案件の移管に関する方針)

- ▶ 4 原則として高額案件を対象とする。
- ▶ 5 徴収困難と認められる案件を対象とする。

(各債権の移管基準について)

- ▶ 6 各債権の移管基準については、この移管方針及び各滞納債権縮減計画を踏まえ、滞納状況、担当課の取組状況及び前年度の基準を勘案し個別に協議する。

債権の種類	担当課	移管基準
住宅使用料	まちづくり事業推進室	高額滞納（10万円以上）
幼稚園保育料	学務課	徴収困難なもの
留守家庭児童会保育料	青少年課	徴収困難なもの
生活つなぎ資金貸付金返還金	保護課	徴収困難なもの
国民健康保険法第64条損害賠償金	保険事業室	徴収困難なもの
生活保護法第63条返還金	保護課	徴収困難なもの
児童扶養手当返還金（不当利得）	こどもを守る課	徴収困難なもの
市税	納税課	高額滞納（80万円以上）
国民健康保険料	保険事業室	高額滞納（40万円以上）
介護保険料	高齢介護室	高額滞納（10万円以上）かつ所得段階が第8段階以上
後期高齢者医療保険料	保険事業室	高額滞納（20万円以上）
児童福祉費負担金（保育料）	保育課	高額滞納（40万円以上）
介護給付費不正利得徴収金	高齢介護室	徴収困難なもの
生活保護法第78条徴収金	保護課	不正に生活保護費を受給したもので、徴収困難なもの

平成 31 年度滞納債権縮減計画

債権の名称		所属名	
		担当部長	
		担当課長	
		主担当	

1 債権の概要など

債権概要 及び特徴					
発生原因 及び予防策					
分類		時効期間		時効の援用	

2 調定額及び収入状況(決算内容)

年度	現・滞	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	徴収率
H29	現年					
	滞繰					
	合計	0円	0円	0円	0円	#DIV/0!
H28	現年					
	滞繰					
	合計	0円	0円	0円	0円	#DIV/0!
H27	現年					
	滞繰					
	合計	0円	0円	0円	0円	#DIV/0!

※ 徴収率 = 収入額 / 調定額として計算

3 計画作成時の滞納額別件数及び金額

滞納額の幅	年度別数値(基準日)		H29	
	H30 件数	滞納額合計	件数	滞納額合計
10万円未満				
10万円～ 30万円未満				
30万円～ 50万円未満				
50万円～ 100万円未満				
100万円～ 300万円未満				
300万円～ 500万円未満				
500万円～ 1000万円未満				
1000万円以上				
合計	0件	0円	0件	0円

※ 滞納額に応じて5～10段階に分類

4 主要指標の目標・見込・実績

項目		H31 目標	H30見込	H29実績	H28実績	H27実績
徴収率	現年					
	滞線					
	合計					
滞納繰越比率(※1)						
滞納処分(※2)						
搜索						
公売 (※3)	動産	回数				
		延件数				
	不動産	回数				
		延件数				
支払督促・訴訟等(※4)						

※1 滞納繰越調定額/現年度調定額 で算出。滞納整理の進捗率を示すもの。

※2 差押(動産差押は滞納者毎に1件として計上)・参加差押(交付要求は含まず)

※3 ネット公売、庁内公売の合算。延件数=延出品数

※4 支払督促・訴訟・強制執行それぞれを各1件として計上

5 平成30年度の取組みについての振り返り

分類	取組内容	新・継	成果及び実績(見込)	課題
予防・ 現年 対策				
滞線 対策 ①				
滞線 対策 ②				

※ 「取組内容のこういった部分が成果に結びついたのか」「実践してみて、出てきた新たな課題」について、具体的に記入願います。

※ 数値化できるものについては、可能な限り数値化してください。

6 「5 平成30年度の取組みについての振り返り」を踏まえた上での、平成31年度の取組み

No	取組内容	新規 継続	具体的な行動				目標 (何を目標しているか)
			対象者(誰に)	実施者(誰が)	時期・頻度(いつ)	内容(どのように)	
予防 ・ 現年 対策							
滞線 対策 ①							
滞線 対策 ②							

※ 平成30年度の取組内容の振り返りを踏まえた上で、取組みを継続するか、別の取組みを行うのかを検討してください。

※ 目指すべき目標に対し、数値化できる指標はないか考えて記載してください。

(例) 納期内納付者を増やす → 指標: 督促状発行枚数